

一般社団法人 日本まちやど協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本まちやど協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 この法人は、社員総会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、まちやどの普及、認知度の向上に関する活動に併せて、まちやど事業者が安全、衛生、サービスおよび社会性に関する質を担保するための、モラルの構築、共通認識の構築を目的とする。

2 「まちやど」とは、まちを一つの宿と見立てることで新しい価値を見出すことを目指し、宿泊施設と地域をネットワークさせ、地域全体として宿泊客をもてなすことで、地域価値を向上していく事業と定義する。また、まちやどを展開する個人又は法人を、まちやど事業者と呼ぶ。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 日本における「まちやど」の研究
2. 「まちやど」普及のための広報活動
3. 「まちやど」を成立させるための法整備への働きかけ
4. 日本中の「まちやど」へのプラットフォームの構築
5. WEBサイトの運営管理
6. 新規事業者の育成のための講座開設・コンサルティング事業
7. 「まちやど」関連イベントの開催
8. 「まちやど」新規開業のための融資制度の確立、紹介
9. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したまちやど事業者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人

(入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事が別に定める入会申込書により申し込むものとし、理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において定める会費規程に基づき、入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより賛助会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- (4) 6か月以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(種類及び開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、理事がこれを招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事がこれに当たる。理事に差し支えがあるときは、当該社員総会において理事を選出する。

(定足数)

第17条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第 4 章 理事及び代表理事

(理事の定数)

第 20 条 この法人の理事の員数は、3 名以上とする。

(理事の選任方法)

第 21 条 この法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第 22 条 理事のうち 1 名を代表理事とし、理事の互選によってこれを選定するものとする。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(任 期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 理事は、第 20 条で定めた員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事としての権利義務を有する。

(解 任)

第 24 条 理事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(報 酬)

第 25 条 理事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により定める。

(取引の制限)

第 26 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と理事との利益が相反する取引

(責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、理事の一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第29条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事が事業報告書、計算書類及びこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 この法人は、法令の定めるところにより、計算書類等を事務所に備え置くとともに、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則等)

第30条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第31条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第32条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第33条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第34条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事が社員総会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事が別に定める。

第8章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第37条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第38条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第39条 基金の返還は、定時社員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、代表理事が決定したところに従ってする。

第9章 附則

(法令の準拠)

第40条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法その他の法令の定めるところによる。